

令和2年1月

会社を潰す社長の財務. 勘違い

新年明けましておめでとうございます。今年も私が伝えたことを「きたない字シリーズ」として書かせてもいます。平成14年から始めて今年で19年目です。皆様に感謝です。

今月号のタイトルは、去年の11月18日に出版した私の7冊目の本のタイトルです。この本は、日経トップリーダーという月刊誌で「古田士満の高収益体質エクササイズ」というコーナーがありまして、去年の12月号で40回連載しています。この連載を大幅に加筆して1冊の本にまとめたものです。社長の勘違い40個を伝えたと思います。ただしここに書いたことは財務以外は私の考えです。これに賛同できな方は自分の考えを買って下さい。勘違いがどうかは現実が証明してくれます。この本に書いたことは古田士会計グループが実践して成果を出したことです。私は社員勉強会で月次決算書の $\%$, P/L , C/F の計算書(%)、資金別 $\%$ 、経営計画書について何度も説明してきました。しかし社員はどれも理解しているとは思えません。例えば「振込手数料はお金をもらう方が負担するのではなく支払う方が負担するもの」と教え、文書まで用意してお客様に指導するように指示しましたが、税務調査時に元帳をチェックすると振込手数料を差し引かれた入金があるので社長に質問すると「聞いていない」という返答でした。全てのお客様に伝えるためには本にして文章化すればうちの社員は本を何回も読み、本を共に見ながら説明できるのでお客様に伝えます。(社長の勘違いその24) 古田士会計グループのお客様にはプレゼントさせて頂きます。この本は絶対中小企業の経営に役立つものと確信しています。お客様は絶対読んで下さい。わからない点があれば、うちの社員又は私に質問して下さい。また会計事務所がお客様に $\%$, P/L , C/F の説明をするときの参考書に存るので同業の方にも読んでおいてほしいと思つて、会計事務所支援塾の会員の方にも進呈しました。

先日、税務調査で調査官が「事前確定届出給与による役員賞与」についてほとんどの会計事務所さんは、販売費その他一般管理費に計上しているのに、何故古田士会計さんは特別損失に計上しているのかと質問を受けました。私は調査官に次のように説明しました。役員賞与は配当と同じ株主総会の利益処分項目でした。そして損金算入できないのでほとんどの役員には役員賞与が支払われませんでした。税制改正により事前に役員賞与の支払日と金額を税務署に届出すれば損金算入できるように存たのです。役員賞与の本質は利益処分なのです。だから表示する場所は販管費ではなく、特別損失の部に計上するのです。また、特別損失の部に計上すれば役員賞与の額だけ営業利益と経常利益が多くなります。銀行さんの会社の格付が上がり、金利が低くなり、借金しやすくなります。販管費に計上している会計事務所さんはこのように本質も勉強していないから、銀行さんの格付まで気づかっていないのです。また多くの経営者が勘違いしていることに預金は月商の3ヶ月と、借入金は月商の6ヶ月迄ということを言う人がいます。これは全々違っています。月商とは P/L です。預金、借入金は $\%$ です。正しくは月商ではなく、 B/S の売掛金です。売掛金は会社により回収条件が違います。月商(P/L)という基準では測れません。また借入金の限度額も、回収条件、支払条件、棚卸資産の額、また土地建物も賃借しているのが自社所有しているのか等によって、会社ごとに違っています。それをどうして月商(P/L)で測れるのでしょか。会計財務を知らない勘違いにより会社を潰すことに存ります。是非私の本を読んで財務に強くなつて下さい。(社長の勘違いその7.17)

古田士 満

2月の相談日 2月29日(土) 3月の相談日 3月28日(土)